

第54回日本海洋少年団全国大会実施要領

(平成30年10月13日決定)

(平成31年3月5日最終修正)

(総 則)

第1条 この要領は、第54回日本海洋少年団全国大会運営規程(2018年10月13日)第9条第4項に基づき、第54回日本海洋少年団全国大会(以下「全国大会」という。)の運営及び競技に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 全国大会は、全国の海洋少年団員、海外の海洋少年団員、参加を希望する少年少女が一堂に集い、日頃の訓練等の成果を基に団員が相互に切磋琢磨し、技を競い合うとともに、友情の輪を広げることなどにより、成長期にある少年少女達の心身の健全な育成に資することを目的として開催する。

(趣 旨)

第3条 全国大会は、入団間もない団員も参加出来るような楽しい大会を目指しており、また、少年少女達の教育の場でもあることから、全国大会に参加する単位団及び合同団(以下「参加団」という。)の責任者(以下「参加団団長」という。)は、その趣旨を機会がある毎に参加者に周知し、トラブルの未然防止に努めるとともに、ボランティアなどに参加者が過激な言動等を行わないように指導を徹底しなければならない。

(責 務)

第4条 全国大会の運営及び競技の実施は、参加団、協力団、ボランティアなどの支援を得て公益社団法人日本海洋少年団連盟(以下「日本連盟」という。)が行い、第54回日本海洋少年団全国大会実行委員長(以下「実行委員長」という。)がその責を負う。

(協 力)

第5条 全国大会は、日本連盟が主管する大会であることから、全ての参加団の協力なしでは大会の運営及び競技の実施をすることができないので、参加者全員が自ら全国大会を主管するという当事者意識を持って臨む参加者全員による手作りの大会とする。

- 2 参加団の団長は、大会の運営及び競技の実施について当事者意識を持つように参加者全員に指導を徹底しなければならない。
- 3 参加団の団長は、指導者、保護者、在京OB等に協力依頼を行い、あらかじめ競技委員、支援班員等を指名し、実行委員長に報告するものとする。
- 4 各競技の運営に当たる競技委員、係員等は、参加団及び協力団の指導者、準指導者並びに海洋少年団以外の適任者の中から、実行委員長が委嘱する。
- 5 各競技の競技委員長、審判長、その他の役員は、実行委員長が指名する。
- 6 宿舎の管理は、参加団による自治により行うので、各宿泊棟に各棟連絡責任

者を置く。

(参加資格)

第6条 全国大会の参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本連盟の会員登録を行っている者
- (2) 日本連盟会長が特に必要と認めた者

(参加申請)

第7条 全国大会に参加する団体又は個人は、実行委員長が別に定める「第54回全国大会参加申込書一式」を実行委員長に提出しなければならない。

なお、「第54回全国大会個人競技参加者申込書」又は「第54回全国大会団体競技等参加者申込書」(以下「競技参加者申込書」という。)を提出する場合は、各競技種目の参加基準に適合していることを確認しなければならない。

- 2 全国大会に参加する者は、日本連盟会長の定める参加費を別に定める期日までに納付しなければならない。
- 3 日本連盟の会員登録を行っていない団体又は個人が全国大会に参加する場合は、前号に定める参加費及び実行委員長が定める特別会費を納付しなければならない。
- 4 参加申請を行った後に不参加者又は新規参加者が生じた場合は、実行委員長が別に定める「第54回全国大会参加者変更届」をその都度実行委員長に提出するものとする。

(特例措置)

第8条 全国大会への参加は、単位団を基本とするが、単独では競技種目に参加できない団にあつては、複数の団をもって合同団を編成し、競技種目に参加することができる。ただし、合同団が参加した競技で得た得点は、合同団として計上し、団として参加した競技種目の得点としては計上しないこととする。

(競技及び表彰)

第9条 全国大会で行う競技の種類は、手旗競技、ロープワーク競技及びオープン競技とし、次の各号に掲げるとおり実施する。

- (1) 手旗競技は、令和元年8月3日(土)、送受信競技及び受信競技を国立オリンピック記念青少年総合センター(以下「オリンピックセンター」という。)大体育館及び第3体育館にて行う。
- (2) ロープワーク競技は、令和元年8月3日(土)、個人競技及び団体競技をオリンピックセンター大体育館及び第3体育館にて行う。
- (3) オープン競技は、基本動作競技、カッター競技、カッター親善対抗競技、カヌー親善競技及びカヌー体験会とし、基本動作競技は、平成31年8月3日(土)、オリンピックセンター内体育館において、カッター競技、カッター親善対抗競技、カヌー親善競技及びカヌー体験会は令和元年8月4日(日)大森ふるさとの浜辺公園にて行う。

- 2 全国大会で実施する競技の種目及び参加対象者は、次の各号に掲げるとおり

とする。

- (1) 手旗競技A種目は、初等級以上を対象とし、受信競技及び送受信競技を行う。
 - (2) 手旗競技B種目は、ラッコ級、教育級及び令和元年度入団者を対象とし、受信競技を行う。
 - (3) ロープワーク競技A種目は、初等級以上を対象とし、個人競技及び団体競技を行う。
 - (4) ロープワーク競技B種目は、ラッコ級、教育級及び令和元年度入団者を対象とし、個人競技を行う。
 - (5) 基本動作競技は、ラッコ級、教育級及び令和元年度入団者を対象とする。
 - (6) カッター競技は、全ての団員を対象(中等級以上を推奨)とし、男子の部及び女子の部を行う。
 - (7) カッター親善対抗競技は、成人会員、保護者及び海外団を対象とし、カッター競技を行う。ただし、チームを編成できない場合は、実行委員長がチーム以外の参加者により別途チームに編成する。
 - (8) カヌー親善競技は、全ての団員を対象(初等級以上を推奨)とし、各学年別等を行う。
 - (9) カヌー体験会はラッコ級、教育級、一般参加者等が行う。
- 3 各競技種目の実施方法は、この要領の定めるところによるほか、実行委員長が定める第54回日本海洋少年団全国大会競技規則及び第54回日本海洋少年団全国大会オープン競技規則(以下「競技規則等」という。)によることとする。
- 4 各競技種目におけるラッコ級、教育級及び初等級以上の区分は、日本海洋少年団連盟団員進級細則(平成25年4月1日)の定めるところによる。
- 5 全国大会の表彰は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 全国大会総合成績による表彰は、第1位の団には高円宮杯(持ちまわり)及び賞状並びに総合優勝旗(持ちまわり)を、第2位及び第3位の団にはトロフィー及び賞状を授与する。
 - (2) 手旗競技総合成績による表彰は、第1位の団には賞状及び手旗競技総合優勝旗(持ちまわり)を、第2位及び第3位の団にはトロフィー及び賞状を授与する。
 - (3) ロープワーク競技総合成績による表彰は、第1位の団には賞状及び優勝カップ(持ちまわり)を、第2位及び第3位の団にはカップ及び賞状を授与する。
 - (4) 各競技種目個人の団体表彰は、採点対象者の満点者数の多い順に順位を決定し、第1位、第2位及び第3位の団には、メダル、盾及び賞状を授与する。
 - (5) 各競技種目団体の表彰は、満点チームのうちタイムが早い順に順位を決定し、第1位、第2位及び第3位の団には、メダルを授与する。
 - (6) 手旗競技受信種目の満点者には、賞状及び手旗優等賞(A種目は銀、B種目

は銅)を、送受信種目満点の団には、賞状及び手旗優等賞(金)を授与する。

(7) ロープワーク競技個人種目の満点者には、賞状及びロープワーク優等章(A種目は銀、B種目は銅)を、団体種目の満点の団には、賞状及びロープワーク優等章(金)を授与する。

(8) オープン競技の表彰は、実行委員長が別に定めるものとし、その成績は総合成績の対象としない。

6 手旗競技及びロープワーク競技の詳細及び表彰規準は、別紙のとおりとする。
(選手登録)

第10条 第6条第1項に定める様式により各競技種目に参加申込をした者(以下「選手」という。)は、当該競技の選手登録を行ったものとし、所属団名及び氏名を全国大会開催要項に掲載することとする。

2 手旗競技及びロープワーク競技の選手登録の規準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 選手登録は、A種目又はB種目のいずれか1種目のみとし、送受信競技及び団体競技についてはチームを、個人競技については選手を登録する。

(2) A種目の対象者は、B種目の選手登録することができない。

(3) B種目の対象者は、A種目の選手登録をすることができる。

3 基本動作競技に登録した選手は、手旗競技及びロープワーク競技の選手登録をすることができないこととする。

(出場規準)

第11条 手旗競技に出場する選手及びチームの規準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A種目受信及びB種目受信は、個人競技とし、出場人数は、無制限とするが、競技得点の対象をA種目10名、B種目5名に限定する。

(2) A種目送受信は、団員5名をもって1チームを編成する団体競技とし、出場チーム数は、無制限とするが、競技得点の対象チームを1チームに限定する。

2 ロープワーク競技に出場する選手及びチームの規準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) A種目個人及びB種目個人の出場人数は、無制限とするが、競技得点の対象は、A種目が10名、B種目が5名に限定する。

(2) A種目団体は、団員5名をもって1チームを編成し、出場チーム数は、無制限とするが、競技得点の対象チームは、1チームに限定する。

3 基本動作競技に出場する選手の規準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出場人数は、無制限とする。

(2) 競技は、1名ずつで指示された課題行う。

4 カッター競技に出場する選手及びチームの規準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 出場は、各団各種目それぞれ1チームとする。
 - (2) 乗艇員は、艇指揮1名、艇長1名、艇員6名の計8名とする。
 - (3) 艇員が男女混成であるチームは、男子チームとみなす。
 - (4) 女子チームの艇指揮及び艇長は、男子団員を当てることができる。
 - (5) 使用するカッターは、実行委員会が用意し、とう漕距離は往路220m折返し復路180mの400mコースとする。
- 5 カッター親善対抗競技に出場する選手及びチームの規準は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 出場人数は、無制限とするが、出場は1人1回に限定する。
 - (2) 乗艇員は、艇指揮1名、艇長1名、艇員6名の計8名とする。
 - (3) 使用するカッターは、実行委員会が用意し、とう漕距離は200m折返しの400mコースとする。(ただし、今後の海上保安部及び東京都港湾局との協議で距離の変更の可能性がある。)
- 6 カヌー親善競技に出場する選手及びチームの規準は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 出場人数は、無制限とするが、出場は1人1回に限定する。
 - (2) カヌー親善競技は、高等級、中等級、初等級のクラスで競技を行う。
(参加選手等の変更)

第12条 全国大会開催要項に掲載された登録選手を他の団員と変更する場合、特段の変更手続きは必要としないが、人数に変動がある場合については、実行委員長が別に定める「第54回全国大会個人競技参加数変更届」又は「第54回全国大会団体競技等参加数変更届」を令和元年8月3日競技開始前までに競技委員長に提出しなければならない。

(失格)

第13条 全国大会競技の参加資格を有しない者(以下「無資格者」という。)が競技に出場した場合は、その無資格者又はその無資格者の所属するチームを失格とし、出場した競技の表彰及び褒賞の対象から除くこととする。

- 2 この要領、競技規則等、その他競技に関する規定(以下「競技関係規則」という。)に従わない選手は失格とし、出場した競技の表彰及び褒賞の対象から除くこととする。
- 3 競技関係規則、競技委員、その他競技関係者の指示に従わない団長、指導者、父母その他の団関係者が属する団は失格とし、その団が出場した競技の表彰及び褒賞の対象から除くこととする。
- 4 実行委員長は、大会参加者が大会関係者の再三の指示に従わない場合、団長、指導者又は団員として相応しくない行為があった場合は、全国大会会場から退去を命じることが出来き、その者の所属する団を表彰及び褒賞の対象から除くこととする。

(開会式)

第14条 全国大会の開会式は、令和元年8月3日(土)オリンピックセンター大体育館において開催する。

(閉会式)

第15条 全国大会の閉会式は、令和元年8月4日(日)大森ふるさとの浜辺公園若しくは近隣において開催する。ただし、台風等で気象状況が悪化するおそれがある場合は、オリンピックセンター大体育館において開催する。

(競技委員)

第16条 参加団の団長は、参加する指導者、保護者等の中からできるだけ多くの競技委員及び補助者を指名し、競技の円滑な運営に協力するものとする。

2 全国大会の競技を円滑に推進するため、令和元年8月2日(金)オリンピックセンターセンター棟セミナーホールにおいて競技委員会を開催する。

(各棟連絡責任者会議)

第17条 全国大会の行事、宿泊、食事、入浴その他参加者の競技以外の事項についての連絡、調整等を行うため、令和元年8月2日(金)オリンピックセンターセンター棟101号室において各棟連絡責任者会議を開催する。

(行事等)

第18条 全国大会の開催にあわせて次の各号に掲げる行事等を実施する。

(1) 名誉総裁御出席の御歓談は、令和元年8月3日(土)オリンピックセンター国際交流棟第2ミーティングルームにおいて、団員代表及び海外団員が参加して実施する。

(2) 団員交流会は、令和元年8月3日(土)オリンピックセンタースポーツ棟大体育館において、参加団員が参加して実施する。

(3) 日本連盟表彰は、令和元年8月3日(土)オリンピックセンター内において、参加団の団長及び被表彰者が参加して実施する。

(4) 団長会議は、令和元年8月3日(土)オリンピックセンターセンター棟101号室において、団長及び指導者が参加して実施する。

(服装)

第19条 日本海洋少年団連盟服装細則(平成30年3月13日)第8条第3項に基づき全国大会における服装を次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 全国大会に参加又は支援をする団員は、競技中及び行事中は制服、制帽(キャップを含む。)、徽章を着用するものとする。

なお、団員の肩章については、夏用又は冬用を問わないこととする。

(2) 前号の規定に関わらず、カッター競技時、カッター親善対抗競技及びカヌー親善競技及びカヌー体験会に参加する者の服装は、日本海洋少年団連盟服装細則(平成30年3月13日)を適用しない。ただし、競技時以外においては、制帽(キャップを含む。)を着用するものとする。

(3) 開会式及び閉会式に参加又は支援をする団幹部は、礼服又は略礼服、制帽(キャップを除く。)及び徽章を、開会式及び閉会式に参加する団員は、制

服、制帽（キャップを除く。）及び徽章を着用するものとする。

（保 険）

第20条 全国大会における事故、障害等に対する保険は、日本連盟が加入手続きを行うので、障害保険の加入者予定者は、氏名、生年月日を通知するものとする。

（救 急）

第21条 全国大会中における事故又は障害、大規模災害等の発生に備えるための緊急対応要領は、実行委員長が別に定める。

（細 則）

第22条 全国大会の行事、研修及び意見交換会の実施計画等については、実行委員長が別に定める。

2 全国大会の支援計画、支援要領等については、実行委員長が別に定める。

（特 例）

第23条 この実施要領によれない場合は、実行委員長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成30年10月14日から施行する。